

ID: 106

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	東大和市高齢者住宅建設費助成条例 第4条		
例規番号	平成4年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び東大和市高齢者住宅建設費助成条例施行規則第7条の規定による。</p> <p>(返還)</p> <p>第4条 市長は、偽りその他不正な手段により、助成を既に受けた者に対し、その金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(助成金の返還等)</p> <p>第7条 助成金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、市長は、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 高齢者住宅の施工が不相当と認められるとき。</p> <p>(2) 事業に係る経費の額が、助成金の額を下回ったとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	東大和市高齢者住宅条例 第17条第1項
例規番号	平成9年条例第29号
<p>【基準】</p> <p>第14条及び第17条の規定による。</p> <p>(使用料の決定)</p> <p>第14条 高齢者住宅の毎月の使用料は、毎年度、第16条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条及び令第16条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。ただし、使用者から次条の収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、使用者がその請求に応じないときは、当該高齢者住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 使用者(省令第8条に規定する者に限る。第31条第3項において同じ。)が次条の規定による申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、当該使用者の高齢者住宅の毎月の使用料を、毎年度、令第2条に規定するところにより、省令第9条に規定する方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。</p> <p>3 令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、規則で定める。</p> <p>4 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第16条第1項に規定する算定方法により算定した額とする。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第17条 市長は、第12条第3項の規定により通知した使用開始可能日から当該使用者が高齢者住宅を明け渡した日(第32条第1項の規定により明渡しの請求をしたときは、明渡しの期限として指定した日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第38条第1項各号(第7号から第9号までを除く。)の規定により明渡しの請求をしたときは、明渡しの請求をした日)までの間、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 市長が特別の事情があると認める場合は、前項の規定による使用開始可能日を別に指定することができる。</p> <p>3 使用者は、毎月末日(月の途中で高齢者住宅を明け渡した場合は、明け渡した日)までに、その月分の使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 第1項若しくは第2項に規定する高齢者住宅の使用開始可能日又は高齢者住宅を明け渡した日において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算による。</p> <p>5 使用者が第37条第1項に規定する手続を経ないで高齢者住宅を使用しなくなった場合は、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	収入超過者の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	東大和市高齢者住宅条例 第31条第1項		
例規番号	平成9年条例第29号		
【基準】			
第31条の規定による。 (収入超過者の使用料)			
第31条 第29条第1項の規定により収入超過者と認定された使用者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該使用者が期間中に高齢者住宅を明け渡したときは、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間。第3項において同じ。)、毎月、次項に規定する方法により算定した額を使用料として支払わなければならない。			
2 市長は、前項の使用料を算定しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第16条第1項に規定する方法によらなければならない。			
3 使用者が第29条第1項の規定により収入超過者と認定された場合において第15条の規定による申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、第14条第2項の規定及び第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、当該使用者の高齢者住宅の毎月の使用料を、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定するところにより、省令第9条に規定する方法により把握した当該使用者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。			
4 第17条から第19条までの規定は、第1項及び前項の使用料について準用する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 113

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	高額所得者の使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市高齢者住宅条例 第33条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第29号		
【基準】			
第33条の規定による。 (高額所得者の使用料等)			
第33条 第29条第2項の規定により高額所得者と認定された使用者は、第14条第1項及び第2項並びに第31条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定の効力が生じる日から前条第1項の期限までの間(当該使用者が期間中に高齢者住宅を明け渡したときは、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡した日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を使用料として支払わなければならない。			
2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても高齢者住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該高齢者住宅の明け渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。			
3 第17条及び第19条の規定は第1項の使用料に、第18条の規定は第1項の使用料及び前項の金銭についてそれぞれ準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 122

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	利用承認の取消し等		
例規名 根拠条項	東大和市地域包括支援センター条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限することができる。</p> <p>(1) 利用者の利用が事業の目的に反したとき。</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により、事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めて市長の承認を得たとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	指定管理者の指定の取消し等		
例規名 根拠条項	東大和市地域包括支援センター条例 第17条第1項		
例規番号	平成17年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第17条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条第4項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。</p> <p>(1) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。 (2) 第13条第3項各号のいずれかに該当したとき、又は同条第4項に規定する基準を満たさなくなったとき。 (3) 第15条に規定する管理の基準を遵守しないとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。</p> <p>2 市長は、前項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日